

## 第2類 議会

### 第1章 会議

#### ○大里広域市町村圏組合議会定例会条例

昭和47年4月24日  
条例第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による大里広域市町村圏組合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# ○大里広域市町村圏組合議会会議規則

昭和48年1月22日

規則第1号

改正 平成15年 3月31日議会規則第 1号

平成20年12月18日議会規則第 1号

令和 3年11月22日議会規則第 2号

## 第1章 会議

### 第1節 総則

(参考)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に招集場所に参集し、出席簿に押印又は署名しなければならない。  
(欠席、遅参又は早退の届出)

第2条 議員は、傷病、出産（配偶者の出産を含む。）、育児、介護、交通の途絶等社会通念上やむを得ない事由により会議に欠席、遅参又は早退をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに（早退にあっては、あらかじめ）議長に届け出なければならない。

(議席)

第3条 議員の議席は、最初の会議において議長が定める。

2 最初の会議後、新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は、必要があるときは議会の議決によって、延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決を得て閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間及び電鈴)

第8条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 会議の開始は電鈴で知らせる。

(休会)

第9条 日曜日及び休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所に文書又は口頭をもって行う。

## 第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定

によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることはできない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第17条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長は表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

### 第3節 議事日程

(日程の作成及び配付)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第20条 議長が必要あると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは議長は、討論を用いないで会議にはかって、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第21条 議長は必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長はその開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終らなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要あると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

### 第4節 選挙

(選挙の宣告)

第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第25条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口の閉鎖)

第26条 投票による選挙を行うときは、議長は第24条の規定による宣告の後、選挙終了までの間、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

第27条 投票を行うときは、議長は、書記をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、書記をして投票箱をあらためさせなければならない。

(投票)

第28条 議員は、書記の点呼に応じて順次投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が終ったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から会議にはかって指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第32条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第33条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣言する。

(一括議題)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができます。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を書記をして朗読させる。

(議案等の説明)

第36条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明ののち議員の質疑があるときは、これを行う。

(討論及び表決)

第37条 議長は、前条の質疑が終ったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第38条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(議事の継続)

第39条 延会、中止又は、休憩のため事件の議事が中断された場合において再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第40条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第41条 秘密会の議事の記録は公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第42条 発言は、起立して「議長」と呼び自己の「氏名」を告げ、議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 2人以上起立して発言を求めるときは、議長は、先起立者と認める者から許可する。

3 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(討論の方法)

第43条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第44条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終った後議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復すことができない。

(発言内容の制限)

第45条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(発言時間の制限)

第46条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(議事進行に関する発言)

第47条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係あるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第48条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかつた議員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第49条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第50条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第51条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第52条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第53条 質問については、第42条及び第48条の規定を準用する。

(発言の取り消し又は訂正)

第54条 発言した議員は、その会期中に限り議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第55条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第56条 表決の際、議場にいない議員は表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第57条 表決には、条件をつけることができない。

(起立による表決)

第58条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第59条 議長が必要あると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるとき、議長は記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長はいずれの方法によるかを無記名投票できめる。

(記名投票及び無記名投票)

第60条 記名投票及び無記名投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は「賛成」と否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合には、議員の氏名も併記しなければならない。

2 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。

(選挙規定の準用)

第61条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項及び第32条の規定を準用する。

(表決の順序)

第62条 同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第63条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 応招及び不応招議員の氏名
- (4) 出席及び欠席議員の氏名
- (5) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (6) 説明のため出席した者の職氏名
- (7) 議事日程
- (8) 議長の諸報告
- (9) 議長の異動並びに議席の指定及び変更
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録署名議員)

第64条 会議録に署名する議員は2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第65条 会議録の保存は永年とする。

第2章 請願

(請願書の記載事項等)

第66条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載するとともに、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

- 2 前項の場合において、請願者が法人その他の団体であるときは、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びにその主たる事務所又は事業所の所在地及び名称を記載するとともに、その代表者が署名又は記名押印をしなければならない。
- 3 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
- 4 請願書の提出は、平穏になさなければならない。

(請願文書表の作成及び配付)

第67条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理年月日、請願者の住所及び氏名、紹介議員の氏名並びに請願の要旨を記載する。
- 3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載する。

(請願の審議)

第68条 議会は、請願について審査の結果を採択及び不採択の区分により決定する。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第69条 議長は、請願の審査の結果を、管理者その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付する。

- 2 前項の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

第3章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第70条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。
- 3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第4章 規律

(品位の尊重)

第71条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第72条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事防害の禁止)

第73条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の防害となる言動をしてはならない。

(離席)

第74条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第75条 何人も、会議中は喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第76条 何人も会議中は、参考のためにするものほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(議長の秩序保持権)

第77条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

#### 第5章 議員の派遣

(議員の派遣)

第78条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

#### 第6章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第79条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月18日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年11月22日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

# ○大里広域市町村圏組合議会委員会条例

平成9年3月31日

条例第1号

改正 平成14年12月 4日条例第 3号  
平成17年10月 1日条例第 1号  
平成17年12月27日条例第 4号  
平成19年 3月30日条例第 4号  
令和 2年11月20日条例第10号

## (議会運営委員会の設置)

第1条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。

3 議会運営委員の選出区分及びその定数は、次のとおりとする。

熊谷市 4人 深谷市 3人 寄居町 1人

4 議会運営委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

5 棚欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (議会運営委員の任期の起算)

第2条 議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

## (特別委員会の設置)

第3条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

## (委員の選任)

第4条 議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。

## (委員長及び副委員長)

第5条 議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

## (委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第6条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

## (委員長の議事整理権、秩序保持権)

第7条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

## (委員長の職務代行)

第8条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

## (委員長及び副委員長の辞任)

第9条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

## (委員の辞任)

第10条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

## (招集)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

## (定足数)

第12条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、

第14条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

## (表決)

第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

## (委員長及び委員の除斥)

第14条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができ

る。

(傍聴の取扱い)

第15条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第16条 委員会は、その議決で秘密会とすることができます。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第17条 委員会は、審査又は調査のため、管理者、公平委員会の委員長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第18条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消せることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第19条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第20条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第21条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第22条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不適当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第23条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第24条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第25条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

(記録)

第26条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月4日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月1日条例第1号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第4号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第4号）

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（令和2年11月20日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 第2章 文 書

### ○大里広域市町村圏組合議会会議規則の左横書き等を実施するための措置に関する規則

平成15年3月31日  
議会規則第2号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、大里広域市町村圏組合議会会議規則（昭和48年規則第1号。以下「会議規則」という。）を左横書きに改めるとともに、会議規則の内容、効力等に影響を及ぼさない範囲において、用字、用語の統一等の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (左横書きの措置等)

第2条 会議規則は、左横書きに改める。この場合において、左横書きに伴う字句の改正その他必要な措置については、熊谷市条例の左横書き等を実施するための措置に関する条例（平成14年熊谷市条例第27号）の例による。

#### 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

# ○大里広域市町村圏組合議会規則の左横書き等を実施するための措置に関する規則

平成15年3月31日  
議会規則第3号

## (趣旨)

第1条 この規則は、この規則の施行の際現に存する大里広域市町村圏組合議会規則（以下「既存の規則」という。）を左横書きに改めるとともに、既存の規則の内容、効力等に影響を及ぼさない範囲において、用字、用語の統一等の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

## (左横書きの措置等)

第2条 既存の規則は、左横書きに改める。この場合において、左横書きに伴う字句の改正その他必要な措置については、熊谷市条例の左横書き等を実施するための措置に関する条例（平成14年熊谷市条例第27号）の例による。

## 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

## 第3章 公 印

### ○大里広域市町村圏組合議会公印規則

昭和47年6月14日  
規則第1号  
改正 令和3年5月24日議会規則第1号

#### (目的)

第1条 この規則は、大里広域市町村圏組合議会の公印について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (公印名等)

第2条 公印名、字句、形状、書体、寸法、個数及び使用区分は別表による。

#### (準用)

第3条 この規則に定めるもののほか公印に関し、必要な事項は、熊谷市公印規則（平成17年規則第13号）を準用する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

#### 附 則（令和3年5月24日議会規則第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 別表

| 公印名 | 字 句              | 形 状 | 書 体 | 寸 法  | 個 数 | 使 用 区 分 |
|-----|------------------|-----|-----|------|-----|---------|
| 議会印 | 大里広域市町村圏組合議会印    | 正方形 | てん書 | 20ミリ | 1   | 一般公文書   |
| 議長印 | 大里広域市町村圏組合議會議長之印 | 〃   | 〃   | 〃    | 1   | 〃       |